



年末調整の準備

今年も年末調整の時期となりました。毎年この時期になりますと税務署より「年末調整のしかた」が送られてきます。今年の冊子は一見ずいぶん変わったように思えます。簡単に今年の改正点をお伝えします。

(1) 押印義務の改正

源泉所得税関係書類について税務署へ提出する書類は、押印を要しないようになりました。それを受けて今年の年末調整では源泉所得税関係書類について押印は不要となっております。昨年まで年末調整の際に印鑑をいただいていた以下の書類について、今年は従業員等から印はいただくなくてよくなっております。

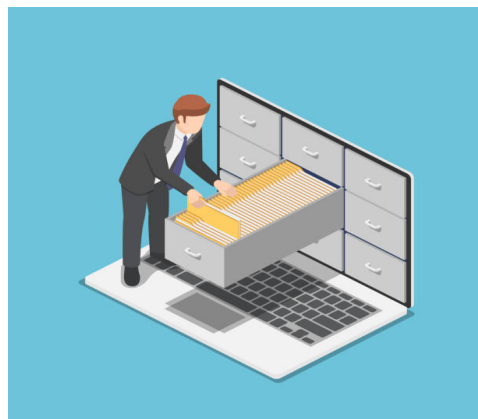
- | | |
|------------------|-------|
| ①令和4年の扶養控除等異動申告書 | 扶 |
| ②令和3年の保険料控除申告書 | 保 |
| ③令和3年の基礎控除等申告書 | 基・配・所 |

(2) QRコードの追加

上記の令和3年の様式には、記載のしかたが確認できるQRコードが右上に付きました。読みをすると国税庁のHPに飛びます。動画による記載方法の説明もあります。なお記載する項目そのもの自体は昨年と変わりありません。

(3) PDFの証明書

令和2年の年末調整から保険料控除申告書に添付する保険会社などが発行する控除証明書は、ハガキなどの書面による提出から保険会社などから交付を受けた控除証明書の電子データでの提出が可能となっております。これを受けて、控除証明書データを添付することによる提出が出来ます。



(4) これからの源泉所得税業務

これに伴い国税庁では、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの無償提供を始めました。年末調整のしかたに年末調整の電子化に向けた取り組みについての説明が書かれております。

メリットとして挙げられているのは、①給与所得者である従業員自身がソフトにアクセスして自分の個人情報を入力することで、年末調整事務を行う者が確認を行う作業が減ること。②控除証明書からデータを読み込み自動計算するため検算に要する時間が削減できること。③書類の保管がデータ化され紙は削減されること。

従業員自身のメリットとして①年末調整事務を行う者へ個人情報知られずに済むこと。②控除証明書を紛失しても再発行に時間がかからないなどがあります。

将来的にはこの年調ソフトを利用することで事務作業の効率化と省略化を図りたいところです。ただし普段源泉所得税関連の専門用語を使用しない従業員の理解も必要となります。

また、このところ都内の銀行では法人業務の取り扱いがなくなってきており、納税の際に近くの窓口が利用できなくなり、ネットバンキングを利用しない方は納税が不便になったとのお話をよく耳にします。申告は電子申告化が進み、納税については窓口ではなくダ

イレクト納付が進められております。アフターコロナにおいて税務の電子化への対応は急激に進みそうです。一部を取り入れて段階的に事務効率を上げることでよいと思います。出来ることから対応していきましょう。

(担当 芝事務所 山本 修)

社食の提供

社員食堂など、会社による「食事の提供」は、従業員及び役員の福利厚生の一環として多く行われております。その際に従業員及び役員に支給する食事の提供が給与課税の対象となるかどうかについて整理しました。

1 非課税とされる食事の支給

下記二つの要件を満たせば給与として課税されません。

①従業員及び役員が食事の価額の半分以上を負担していること。

②会社側の負担額が月額 3,500 円（税抜）以下であること。

要件を満たしていない場合は、食事の価額から従業員及び役員の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

2 食事の価額とは

上記の「食事の価額」は、次の金額になります。

①社員食堂などの会社側が調理して支給する食事
→食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額
(人件費、水道光熱費は含めなくてよい。)

②会社側が購入して支給する食事
→業者に支払う金額

3 現金支給の場合

会社側が現金で食事代を補助する場合は、その全額が給与として課税されます。ただし深夜勤務者に対しては、夜食の支給ができないため、1食あたり 300 円（税抜）以下の金額を支給する場合は非課税となります。

4 残業食事代について

残業等をした者に支給する食事については、従業員が対価を支払わなくても課税されません。従業員等が自分で食事を購入するなどし、食事代を請求書等により事後的に実費精算した場合、実態として会社側による食事の支給と同視できれば非課税となります。

5 在宅勤務の場合

オフィス勤務と在宅勤務とで取り扱いは変わりません。実費精算した場合の残業食事代についても、給与課税はされません。ただし前提として、在宅勤務下であっても適切な労働時間管理が行われ、通常の勤務時間と残業時間との区別が適正にできている必要があります。

6 具体例

①1か月の食事代が 6,000 円で本人負担額が 2,000 円の時、本人が半額以上を負担していないので会社負担額 4,000 円が給与課税されます。

②1か月の食事代が 9,000 円で本人負担額が 4,500 円の時、本人が半額以上を負担していますが、会社負担額の 4,500 円が 3,500 円（税抜）を超えているので、会社負担額 4,500 円が給与課税されます。

③社食の一食当たりの価額が 300 円で、従業員から 200 円を徴収しているとき、従業員は月額 6,600 円（300 円×22 食/月）の食事の提供を受けていますが、会社側は従業員から月額 4,400 円（200 円×22 食/月）を徴収しており、会社負担額が 2,200 円となるので給与課税されません。

(担当 新宿事務所 服部さやか)

